

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月26日（平成27年（行情）諮問第634号）

答申日：平成28年10月3日（平成28年度（行情）答申第372号）

事件名：特定職員の氏名，経歴等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定職員の人事記録（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年7月21日付け兵労開第10号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，特定名字の職員の氏名の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定名字の職員の氏名を開示せよ。

本件の氏名は開示情報であり，法5条1号ただし書イ，ロ，ハに該当する情報である。

（2）意見書

ア 本件は，以下の理由により，特定職員の氏名は，全面開示されなければならない。

イ 本件での特定職員氏名に付いては，特定企業の担当者が，事案を担当している特定職員宛てにと分かる様に，本件添付書類に氏名を書き込みした上で，担当する公共職業安定所（略して職安と言う。）に，FAX送信した行政文書である。

ここに記載された氏名に付いて，諮問庁等は，個人情報だと主張し，氏名の不開示を行っているが，本件では，誰が見ても職務遂行に関する事案である事は，一目瞭然である。

よって，法5条1号ただし書ハに該当する為，氏名は，全て開示さ

れなければならない。

ウ 本件での特定企業であるが、本来労働基準法では、雇用主が、人を雇用した際には、本件添付書類を被雇用者に対して、渡さなければならない事になっており、それを怠った為に、行政指導されている。

その際に、本件特定企業と、職安との間に、やりとりされた文書が、本件添付書類であり、正式な手続きで、仕事が採用されて仕事を行うと言う行為は、正に、被雇用者の「生活」に、直結する事であり、本件での特定企業は、それを行っていなかった為に、行政指導されている以上、本件での特定職員の氏名は、開示されなければ、ならない。

エ 本件での対象文書であるが、名字しか、開示されていない。

そこで、審査請求人は、諮問庁と、処分庁の職員等の出勤簿をそれぞれ提出する。(疎第1号証A, 疎第2号証B)

これらの出勤簿に付いては、姓名が全て開示されており、名字だけの開示では、ない。

出勤簿では、姓名が全て開示され、人事記録では、名字だけしか開示しないと言う、本件開示手続きが、さっぱり理解する事ができない。

もし、諮問庁等の主張であれば、出勤簿で、姓名全てを開示しているのであるから、本来は、個人情報保護法違反である。

しかしながら、法は、前項や前前項に記載した通り、開示されなければならない情報である為、個人情報保護法違反には、ならないのである。

本件での特定職員の出勤簿も、恐らく、姓名全て、開示されるのであるから、法5条1号ただし書イに該当する。

オ 本件対象文書であるが、審査請求人は、特定職員の姓名や担当部署、任命権者が分かる行政文書の開示請求を行った。

処分庁は、この請求に対して、人事記録を特定して開示決定を行っているが、これを見れば、審査請求人が、求める行政文書でない事は、誰が見ても、明らかである。

審査請求人は、開示された対象文書では、氏名も分からず、担当部署も分からず、任命権者も分からないのである。

この様な行政文書は、審査請求人の求める行政文書でない事は、言うまでもない。

カ 審査請求人は、本件で、諮問庁が開示した行政文書を提出する。

(疎第3号証)

これは、仕事が出来ない諮問庁の職員等の部署がわかる行政文書として開示されたものであるが、本件では、特定職員の出勤簿と、こ

の行政文書だけで、ほぼ、審査請求人の求める行政文書に近い文書である。

諮問庁等は、開示請求書に記載されている内容については、本件人事記録に全て、記載されていると主張するが、そもそも、その内容自体が、分からなければ、審査請求人の求める行政文書とは、言えないのである。

又、諮問庁等は、特定職員の「個人情報」と主張するが、そんなに「個人情報」が、大事であれば、公務員を辞めるべきである。

名前も分からない公務員に対して、税金から給与等が支払われている事になり、これでは、国民は、税金は、支払えない。

国民の奉仕者として、職務を行う以上、ある程度の、個人情報は開示されるのは、覚悟の上の筈である。

しかも、本件で開示請求を行っているのは、特定職員の住所や、家族の氏名と言った情報の開示を求めている訳では、ない。

特定職員の姓名や、担当部署と言った公務員として、職務を行う上での基本的な情報の開示請求である。

それすら、個人情報で不開示にしていれば、法5条1号ただし書ハで開示される行政文書は、存在しなくなる。

少なくとも、国民の奉仕者として、仕事を行っている以上、基本的な情報開示は、絶対、開示されなければならない。

キ 審査請求人は、職安で職務遂行する「公務員」の氏名に付いて、審査請求人の住所地を管轄する職安で聞き取り調査を行った。

担当したのは、職安次長のC職員である。

それによれば、職安で働く公務員の氏名に付いては、姓名は、全面開示するという事であった。

但し、非正規の職員氏名は、除くという事である。

職安で働く職員でも、正規・非正規の職員がおり、会社で言うならば正社員とアルバイト・パートの違いである。

C職員の説明は、理路整然としており、ごく、当たり前の事を審査請求人に説明しただけに過ぎないのかもしれないが、本件では、それが、全く通じないのである。

もし、本件特定職員が、非正規の職員であった場合、本件決定は、不開示決定にしなければ、ならない事案になってくるが、部分開示している以上は、本件特定職員は、正規の公務員である。

それを前提に、審査請求人も、主張しているが、諮問庁等の主張は、支離滅裂であり、御粗末過ぎる。

よって、諮問庁等に対して、下記コで、回答を求める事にした。

ク 本件での特定職員は、本件で添付した書類を隠した疑いが持たれて

いる人物である。

本件で添付した書類は、処分庁が開示決定をした上で、開示された行政文書であるが、その開示決定で、当初、この文書は、無かった。

不審に思った審査請求人は、処分庁に、午後1時頃、この文書に付いての問い合わせの電話を行った処、折り返し、審査請求人に担当者から電話をさせると言う事であったが、午後5時頃の閉庁時間になっても電話がかかってこない為、再度、処分庁に電話した処、担当者に、もう一度、電話させる様に言うとの事であったが、結局、電話があったのは、午後8時過ぎになってからである。

しかも、電話内容は、本件添付書類に付いては、どこか紛失してしまい探していると言う進捗状況であった。

審査請求人に、7時間や8時間待たせた挙げ句には、本件添付書類を紛失してしまったと処分庁は、報告していたが、少なくとも、本件添付書類に関しては、労働基準法違反で、行政指導を行った事案に関する文書を紛失したとは、到底考えられず、結局は、担当する職安に、本件添付書類が、見つかった事を数日後に、処分庁が、審査請求人に、報告しているが、もし、それが、事実であれば、本来であれば、処分庁から担当の職安に、電話1本かければ、すぐに、分かる事である。

行政指導した筈の本件添付書類が、何日もかかるとは、到底、考えられず、審査請求人は、この職員が、本件添付書類を隠していた職員であると、判断した為に、本件開示請求になったのである。

諮問庁等の職員は、ろくな職員がいない。

疎第1号証で提出したAにしても、Aは、企業から賄賂を貰う為に、諮問庁に出勤もしていないにも関わらず、諮問庁で仕事をした事で、出勤簿が作成されていると言うのである。

世間一般では、これを「詐欺」と言うのである。

Aは、贈収賄で逮捕されているが、仕事も行っていないのに、俸給を貰っているとしたら、これに詐欺罪も加わるが、これは、単独では無理なので、諮問庁の組織として、詐欺に加担していた事になる。

上から下まで、腐れ切った組織が、諮問庁等である。

本件での特定職員や処分庁の職員等は、特定企業から、いくら賄賂を貰ったのか知らないが、審査請求人の時給360円（月平均）の賃金の中から取られている税金から、この様な公務員等の給料になっているのであるから、審査請求人は、正に、公務員等の奴隷である。

この様な公務員等が、公僕としての資格があるのかと言え、ない。しかも、本件で、氏名を開示しないと、言語道断である。

この様なふざけた公務員は、辞めさせなくてはならない。

一度、職安に行って、仕事を探せば、自分達が、どれ程、いい加減な労働行政を行ってきたのか分かる筈である。

いずれにしても、審査請求人の住所地を管轄する職安のC職員が言う様に、正規の公務員の氏名は、開示しなければならないが、非正規の公務員に付いては、不開示にするべきであり、本件の様な中途半端な開示は、断じて、認められない。

ケ 審査請求人は、ここで、審査請求人の求める文書を特定する。

特定職員の出勤簿を開示せよ。

コ 憲法第16条に基づく求回答

(ア) 諮問庁等は、出勤簿に付いては、氏名を開示しているが、人事記録では、名字だけしか開示していないのは、なぜなのか？

(イ) 本件では、審査請求人の求める行政文書の補正を行っていないにも関わらず、どの様にして、対象文書を特定したのか？

(ウ) 本件で開示された対象文書に於いて、意見人が求めている情報は、どこで、分かるのか回答せよ。

尚、回答は、本書面受付日より1週間以内に書面で回答せよ。

回答が無い場合、関係者を刑事告訴する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成27年6月19日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき「別紙、労働条件通知書に記載されている特定名字の職員の氏名、経歴（担当部署含む。）及び任命権者が分かる行政文書一切」の開示請求を行った。

(2) 当該開示請求に対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はその一部を不服とし、特定名字の職員の氏名の開示を求めて、平成27年7月26日付け（同月28日受付）で、審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件開示請求に関し、特定名字の職員の氏名のうち、名前の部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした原処分については、維持することが妥当と考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示請求書に添付した労働条件通知書を見るに、欄外に特定名字が宛名としてカタカナで記載されていること、及び当該通知書

は埼玉県の特定期住所地に所在する特定法人が作成したものであることが分かる。

まず、開示請求時点で兵庫労働局に在籍する職員の名字を検索したところ、特定名字と同じ読みの名字を持つ職員が複数名在籍していた。

続いて、当該職員らが所属する各部署における当該特定法人に関わる業務の取扱いの有無を確認したところ、当該特定法人から申し出のあった求人を受理した公共職業安定所が判明した。

そこで、当該特定法人の求人を受理した公共職業安定所に所属する特定名字の職員（以下「特定職員」という。）に係る勤務記録や任命権者等が記載された「人事記録」を本件対象文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

「人事記録」には、人事管理のために必要な情報として、特定職員の氏名、本籍、性別、生年月日、学歴、試験・資格、研修の名称及び期間、表彰及び公務災害に関する事項等が記載されているほか、勤務記録事項として採用からの勤務経歴や給与に関する記録等、当該特定職員に関する詳細な経歴等の情報が記載されており、これらの情報は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

なお、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名は、法5条1号ただし書イに該当するものとして通常公にすることとされているが、人事に係る情報については、職務遂行に係る情報とは言えないものである。

したがって、本件対象文書においては、既に明らかとなっている当該特定職員の名字部分については開示としたが、明らかになっていない名前部分については、不開示としたものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「特定職員の氏名を開示せよ。本件の氏名は開示情報であり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに該当する情報である。」と主張しているが、特定職員の氏名についての法5条1号該当性の判断については、上記(2)のとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち、特定職員の名前部分については、原処分を維持し、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月13日 審議

- ④ 同年12月14日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成28年9月8日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「別紙，労働条件通知書に記載されている特定名字の職員の氏名，経歴（担当部署含む。）及び任命権者が分かる行政文書一切」の開示を求めるものである。

処分庁は，本件開示請求に対して，上記第3の3（1）のとおり，特定名字の職員を特定した上で，当該特定職員の勤務記録や任命権者等が記載された「人事記録」を本件対象文書として特定し，当該人事記録について，特定職員の氏名のうち，既に明らかとなっている名字部分のほか，特定企業から労働条件通知書が特定職員宛てにFAX送信された時点の特定職員の配属先部署名，当該部署への発令年月日及び発令者職名を開示するとともに，その余の部分を開示としない一部開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求人は，審査請求書において，当該職員の氏名を開示すべきとしている。

これについて，諮問庁は，人事記録は，全体として法5条1号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハのいずれにも該当せず，公務員の氏名も，人事に係る情報については，職務遂行に係る情報とはいえないことから，既に明らかになっている名字部分は開示としたが，明らかになっていない名前部分を不開示とした原処分は，妥当であるとしている。

このため，本件対象文書の見分結果に基づき，審査請求人が開示すべきとする部分（特定職員の氏名）の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

人事記録は，全体として，特定職員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（1）法5条1号ただし書該当性について，以下検討する。

ア 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により，職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，公にするものとしてされている。しかし，本件対象文書である人事記録は，人事に関する事項について記録するために作成される文書であるので，職務遂

行に係る情報が記載された文書に該当しないと認められ、特定職員の氏名の部分については、申合せは適用されない。

イ 特定職員の氏名が独立行政法人国立印刷局編の職員録（以下「職員録」という。）に掲載されているか否かにつき、当審査会事務局職員をして確認させたところ、本件開示請求の契機となった特定企業から労働条件通知書が特定職員宛てにFAX送信された時期に該当すると考えられる平成27年度版の職員録（基準日が平成26年7月1日）及び平成28年度版の職員録（基準日が平成27年7月1日）には、特定職員が所属する官署については長の氏名のみが掲載されており、特定職員の氏名の掲載が認められない。

したがって、特定職員の氏名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、法5条1号ただし口及びハに該当する事情も認められない。

(2) 法6条2項に基づく部分開示の可否を検討すると、審査請求人が開示すべきとしている特定職員の氏名については、個人識別部分に該当し、原処分で開示された名字以外について、部分開示の余地はない。

(3) したがって、特定職員の氏名については、法5条1号に該当し、原処分不開示とされた名前部分は、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子